

～浄化槽の保守点検についてお知らせ～

熊本市浄化対策課

浄化槽は適切な保守点検が必要不可欠です。

浄化槽は、微生物の働きで、し尿や雑排水をきれいな水に処理し放流する設備です。浄化槽が汚れ、微生物のはたらきが悪くなると浄化能力が低下し、川や海を汚す原因となります。定期的に浄化槽の保守点検を行いましょう。

保守点検の内容

定期点検：基本となる点検で、各単位装置を点検し、その結果を基に汚泥の移送や返送量の調整、各装置の修理、清掃時期の判断を行う点検です。（浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第2条に規定する点検を行う）

確認点検：定期点検で調整した状態を確認する点検で、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給を行う点検です。（規則第6条第5項の規定による点検を行う）

浄化槽保守点検回数（20人槽以下の住宅等、浄化槽の年間点検回数の例）

※年間の点検回数は、定期点検と確認点検を合わせた回数となります。

浄化槽区分	処理方式	定期点検回数	確認点検回数	年間合計回数
合併浄化槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式 大臣認定型	3回以上	3回以上	6回以上
単独浄化槽	全ばっ気方式	4回以上	8回以上	12回以上
	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	3回以上	9回以上	12回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	2回以上	10回以上	12回以上

定期点検回数：この表の定期点検回数は、通常の使用状態で、処理水に異常がない場合の**法令で規定する最低の回数**です。水質が安定しない、計画より流入が多い、高負荷の状態が続く等があれば上記の回数以上の定期点検が必要です。

確認点検回数：使用人員が多かったり、多量のトイレットペーパーを使用された場合、消毒薬がなくなったり、各装置に汚泥や異物がつまる等、機能が発揮できないことがあります。その場合、上記の回数以上の確認点検を行うか、**定期点検に切り替える必要があります**。

保守点検時期のイメージを下記の表にしました。

20人槽以下の浄化槽の保守点検時期のイメージ表

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	
合併浄化槽	○		△		○		△		○		△		6回以上	
単独浄化槽	全ばっ気方式	○	△	△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	12回以上
	分離接触ばっ気方式等	○	△	△	△	○	△	△	△	○	△	△	△	12回以上
	散水ろ床方式等	○	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	12回以上

○・・・定期点検 △・・・確認点検

※浄化槽新設の場合、使用開始直前に配管の接続や機器類に異常がないか点検を行う必要があります。

保守点検の委託

浄化槽の保守点検は、専門的な知識・技能及び器具・器材が必要です。専門的な知識や器具がなく浄化槽管理者（使用者）が自ら保守点検を行うことができない場合は、市の登録を受けた保守点検業者（36業者）に委託してください。契約時には、保守点検業者に保守点検の内容や回数、料金について十分相談しご契約ください。保守点検料金は1回いくらではなく、業者が放流水質に責任をもてる回数での年間契約とお考えください。また業者に委託された浄化槽であっても、ブロワ等に異常があれば未処理の汚水が公共の水路へ放流されます。随時確認し、異常が認められれば、早急に保守点検業者へ連絡してください。

まとめ

各家庭や事業所で使用する浄化槽に入る汚水量や質は異なるため、その浄化槽にあった適切な保守点検回数が必要です。特に、現在は設置することが出来ない単独浄化槽は、劣化による槽の破損やブロワの故障が見られるケースが多いため、毎月の点検をお願いします。

保守点検のほか、浄化槽の維持管理には清掃や浄化槽法第11条による法定検査が必要です。維持管理は浄化槽管理者の義務です。浄化槽管理者の責任として適切な維持管理をお願いします。